

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和 4 年（オ）第 39 号
事 件 名	マイナンバー（個人番号）利用差止等請求上告事件
判決年月日	令和 5 年 3 月 9 日
判 示 事 項	行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和 3 年法律第 36 号による改正前のもの）に基づき特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集、保管、利用又は提供をする行為と憲法 13 条
判 決 要 旨	行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和 3 年法律第 36 号による改正前のもの）に基づき特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集、保管、利用又は提供をする行為は、憲法 13 条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。
事案の概要	本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和 3 年法律第 36 号による改正前のもの。以下「番号利用法」という。）により個人番号を付番された X ₁ らが、国が番号利用法に基づき X ₁ らの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集、保管、利用又は提供（以下、併せて「利用、提供等」という。）をする行為は、憲法 13 条の保障する X ₁ らのプライバシー権を違法に侵害するものであると主張して、国に対し、プライバシー権に基づく妨害予防請求又は妨害排除請求として、X ₁ らの個人番号の利用、提供等の差止め及び保存されている X ₁ らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	70 卷 2 号